

蒲 郡 市 子 ど も 会 連 絡 協 議 会 顕 彰 規 程

＜趣 旨＞

第1条 子ども会活動の育成と振興に寄与し、その活動実績が優秀な子ども会並びにその功績が顕著な個人又は団体に対して、本会会長がこれを表彰し又は感謝の意を表しようとするものである。

＜顕 彰＞

第2条 第1条の趣旨に基づき次の要領で顕彰する。

顕彰の種類等	顕 彰 の 基 準	
1 表 彰 (優良子ども会)	(1) 推薦条件	現に活動をしている単位子ども会で、3年以上にわたり継続してその活動内容と実績が他の模範となり優秀であること。
	(2) 推薦者	常任理事
	(3) 推薦数	1地区1単位子ども会の推薦ができるものとする。
	(4) 除外事項	過去10年以内において、愛知県子ども会連絡協議会会長・愛知県社会福祉協議会々長・蒲郡市青少年問題協議会々長の顕彰を受けたものは原則として除く。(過去において愛知県知事表彰を受けたものについては表彰対象から除く)
2 感 謝 (育成功労者) 及び (育成功労団体)	(1) 推薦条件 イ、ロいずれかの条件に該当すること	イ) 現に民間奉仕者や民間団体として活動中であり、過去において3年以上継続して子ども会活動の促進並びに助成に多大な貢献をしている個人又は団体であること。 (過去に愛知県知事・愛知県子ども会連絡協議会会長表彰を受けたものは表彰対象から除く。但し育成功労団体については過去10年以内において表彰された団体は表彰対象から除く) ロ) 本会活動に多大な貢献をし、その功績が顕著であった本会会員又はこれに準ずる者で、該当年度当初、その任を辞したものであること。
	(2) 推薦者	常任理事
	(3) 推薦数	推薦条件イに拠るものは、各地区で功労者又は功労団体のいずれか1つとする 推薦条件ロに拠るものは、各地区単位子ども会数の内外とする
	(4) 除外事項	「表彰」項の内容と同じ

〈選 考〉

第 3 条 本規程に基づき顕彰を受けるものは、推薦された者のうちから選考委員会がこれを決定する。選考委員会は常任理事並びに専任理事を構成員とし常任理事会の会議をもってこれにかえるものとする。

〈顕 彰 数〉

第 4 条 顕彰を受ける個人及び団体の数は、選考委員会で決定する。

〈補 則〉

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が選考委員会と協議して定める。

〈規定の改正〉

第 6 条 この規程は、常任理事会の議決によって改正することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 3 年 1 2 月 6 日より施行する
- 2 優良子ども会は別紙「優良子ども会推薦調書」により推薦する。（様式 2）
- 3 推薦条件イに該当する育成功労者は別紙「子ども会育成功労者推薦調書」により推薦する（様式 3）
- 4 推薦条件イに該当する育成功労団体は別紙「子ども会育成功労団体推薦調書」により推薦する。（様式 4）
- 5 推薦条件ロに該当する育成功労者は別紙「蒲郡市子連功労者推薦書」により推薦する。（様式 5）

沿 革

昭和 5 6 年 1 0 月 2 3 日	制 定
昭和 6 3 年 1 2 月 6 日	改 正
平成 7 年 1 2 月 1 3 日	改 正
平成 1 3 年 1 1 月 1 4 日	改 正
平成 1 7 年 1 2 月 8 日	改 正

蒲郡市子ども会連絡協議会顕彰規程内規

(沿革)

昭和63年	改正点	規程の大幅改正(別紙)
平成7年	改正点	顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事・愛知県社会福祉協議会会長・蒲郡市青少年問題協議会会長および本会会長の顕彰を受けたものは原則として除く」を「および」以下削除、「過去6年以内に表彰されていないこと」を追加
平成17年	改正点	優良子ども会の顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事顕彰を受けたものは対象にしない」を「過去6年以内」を「過去10年以内」に変更 育成功労者・育成功労団体の顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事感謝状・愛知県子ども会連絡協議会会長感謝状を受けたものは対象にしない」・育成功労団体は「過去10年以内に愛知県知事感謝状・愛知県子ども会連絡協議会会長感謝状を受けたものは対象としない」を追加

1. 優良子ども会部門

…単位子ども会と市子連を結ぶ、重要な事業。各単位子ども会の活動を他にPRする唯一の機会。

(1) 当該年度当初、市子連に活動計画を出している単位子ども会が対象

(2) 蒲郡市子ども会連絡協議会会長顕彰基準(先例)

- ・スポーツ大会入賞
- ・無事故
- ・奉仕活動に積極的に参加
- ・地域交流会・他団体主催事業に積極的参加
- ・その他；推薦が出されたものは、基準にはまらない場合でも全て該当

2. 功労者及び功労団体部門

…単位子ども会活動における指導者やボランティアに対し、評価・感謝を表明することで、更なる子ども会活動の推進を図る。

…イの該当者の中から、蒲郡市青少年問題協議会会長顕彰に推薦する申し合わせがある。

…単位子ども会内、地区内において、当人・当団体の活動記録を残していく必要があります。

(1) 民間奉仕者や民間団体(先例)

- ・事業指導者(花壇の作り方指導、壁新聞作り指導、レクリエーション指導など)
- ・事業補助者(スポーツ大会審判員など)
- ・まつり保存会
- ・GCSL登録者
- ・子ども会役員経験者
- ・体育協会員
- ・物品寄贈者

(2) 過去において3年以上継続して

- ・当該年度(4月1日～3月31日)に何かしらの活動、奉仕等を1回以上すれば、1年として計算
- ・「継続」であり、「連続」ではないので、延べ年数でも可

(3) 本会会員又はこれに準ずる者

- ・会員は、単位子ども会世話人
- ・準ずる者は、市子連役員(会長、副会長、書記、会計、専任理事、常任理事、理事、監事)、市子連顧問、名誉会長

(4) 該当年度当初、その任を辞したもの

- ・該当年度当初とは、毎年度4月1日を基準とする。
- ・該当する役職を辞した後、奉仕者として貢献された人は、数年待ってイの該当者とする方法もある。

(5) 蒲郡市子ども会連絡協議会会長顕彰基準(先例)

- ・継続年数
- ・年齢
- ・市子連事業に貢献(指導者・補助者として)
- ・単位子ども会活動に貢献(指導者・補助者として)
- ・子ども会活動を媒介とし、地域交流・ふるさと作りに積極的に取り組んでいる者及び団体
- ・その他;推薦が出されたものは、基準にはまらない場合でも全て該当

3. 蒲郡市青少年問題協議会会長顕彰

※蒲郡市青少年問題協議会は、国法に基づき、青少年の健全育成を目的として活動している市に設置された協議会です。会では、顕彰や感謝等を積極的に行っており、特に公的な色彩の強い団体(子ども会等)が推薦してきた青少年の健全育成に貢献した事例は、取り上げる傾向にあります。

優良子ども会部門

- ・優良子ども会顕彰候補の中から青少年問題協議会に市子連会長が推薦をすることができる。→先例「1子ども会」
- ・当該顕彰を受けた子ども会は、翌々年愛知県知事、翌年愛知県社会福祉協議会会長等の優良子ども会顕彰に推薦している。→それぞれに推薦規程があるので、推薦基準及び推薦数が自然と決まってきます。

功労者及び功労団体部門

- ・功労者及び功労団体顕彰候補の中から青少年問題協議会に市子連会長が推薦をすることができる。→先例「推薦条件イに該当するもの」
- ・当該顕彰を受けた功労者及び功労団体部門は、翌々年愛知県知事、翌年愛知県社会福祉協議会会長等の功労者及び功労団体部門顕彰に推薦している。→それぞれに推薦規程があるので、推薦基準及び推薦数が自然と決まってきます。
- ・残念ながら、故人に感謝状を贈る例はありません。

蒲郡市子ども会連絡協議会顕彰規程資料

※ h 1 7 改定用参考資料

(沿革)

昭和 6 3 年 改正点 規程の大幅改正 (別紙参照)

平成 7 年 改正点 顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事・愛知県社会福祉協議会会長・蒲郡市青少年問題協議会会長および本会会長の顕彰を受けたものは原則として除く」を「および」以下削除、「過去 6 年以内に表彰されていないこと」を追加

平成 1 7 年改正点 優良子ども会の顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事顕彰を受けたものは対象にしない」を「過去 6 年以内」を「過去 1 0 年以内」に変更

育成功労者・育成功労団体の顕彰基準の除外事項「過去において、愛知県知事感謝状・愛知県子ども会連絡協議会会長感謝状を受けたものは対象にしない」・育成功労団体は「過去 10 年以内に愛知県知事感謝状・愛知県子ども会連絡協議会会長感謝状を受けたものは対象としない」を追加

1. 優良子ども会部門

県知事・県社会福祉協議会長・青少年問題協議会長及び本会会長賞顕彰受賞後、再び顕彰をされた事例 (昭和 5 6 年以降)

子ども会名	県知事	県社協	青少年	会長
西松原 (府相)		昭 5 7	昭 5 5	平 4
北浜 (形北)			平 3	昭 6 0
長薙上 (府相) ※	昭 6 1	昭 6 0	昭 5 9	平 5・7
松田 (塩津) 注 1				昭 62、平元
とがみ (東部)	昭 6 3	昭 6 2	昭 6 1	平 1 0
東府相 (府相)			平 元	昭 6 3
北浜 (形北)	平 5	平 4	平 3	平 1 1
上区第二 (三谷東)			令 5	

注 1) 松田子ども会に与えられた特別奨励賞とは、3 年連続でスポーツ大会で優勝したため、規定に反するが、会長の意向で特別賞を出した。

過去 6 年以内に表彰されていて、再び表彰された事例

(平成 7 年以降)

子ども会名	1 回目	2 回目
長薙上 (府相) ※	平 5 (会長)	平 7 (会長)